

基本構想の内容

基本構想は、今後10年間のまちづくりの方向性を定めるもので、北本市の将来あるべき姿「将来都市像」やそれを実現するための「6つの政策」等を定めています。

将来都市像

66 緑にかこまれた健康な文化都市

6つの政策

政策1

こどもの成長を支えるまち

こどもの健やかな成長は、明るい未来につながります。こどもの権利を保障し、豊かなみどりや文化の中でのびのびと育つ環境を整えるとともに、保護者等が安心して子育てできるよう支援することにより、こどもの成長を支えるまちを目指します。

政策2

安心・安全で自然と共存する住みやすいまち

自然を保全・活用し、住環境や都市基盤の整備・維持管理及び防災・防犯の取組を推進するとともに、公共交通を体系的に整理し、安心・安全で自然と共存する住みやすいまちを目指します。

政策3

健康でいきいきと暮らせるまち

健康づくり・生きがいくりの施策を推進するとともに、暮らしを支える保健・医療の充実や社会保障制度の適正な運営に努め、人と人とのつながりの中で誰もが健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

政策4

活力あふれるまち

各種産業の振興を総合的に推進するとともに、先人から受け継いだ自然、歴史文化、また、まちに関わる人等、様々な地域資源を活用し、活力あふれるまちを目指します。

政策5

みんなが参加し育てるまち

市民が自らの責任において主体的にまちづくりに参加することを促し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するとともに、市民が互いに連携して共に支え合う地域活動を支援し、みんなが参加し育てるまちを目指します。

政策6

健全で開かれたまち

透明性の確保と市民の意見を「聴く」市政を推進するとともに、適正に事務を執行し、デジタル技術を活用しながら、限られた資源を有効に活用する効率的な行財政運営により、健全で開かれたまちを目指します。

「総合振興計画」とは、市が進めるすべての事業のいちばん高い目標となる、これからのまちづくりの計画です。第六次北本市総合振興計画は、令和8(2026)年度から令和17(2025)年度までの10年間を計画期間としています。

今後10年間のまちづくりの方向性
・ 将来都市像
・ 6つの政策 他

基本構想で定めた政策の実現を具体化
・ 27の施策
・ 109の基本事業

基本計画で定めた施策・基本事業の具体化
・ 約450の事務事業

基本構想 R8～17年度

基本計画 前期R8～12年度 後期R13～17年度

実施計画 毎年度見直し

人口の変化を踏まえたまちづくり 3つの基本的な考え方

将来的な人口減少や少子高齢化は避けられません。こうした社会環境の変化をまちの活力に変えながら持続可能なまちづくりを進めていくため、本計画では3つの基本的な考え方を定めています。

1 定住人口の維持および交流人口・関係人口の増加

2 地域資源を活かしたまちづくり

3 持続可能な行財政運営

詳細は、次ページをご覧ください。

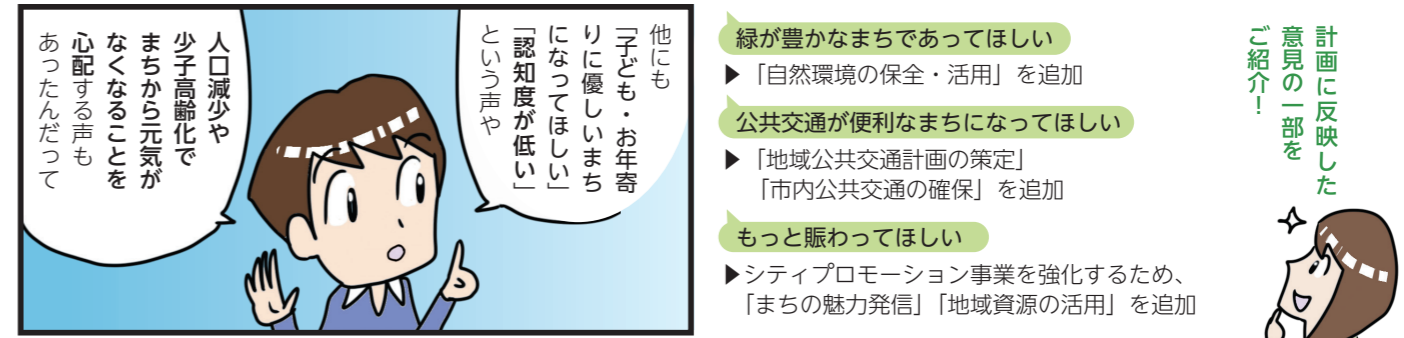


総合振興計画とは

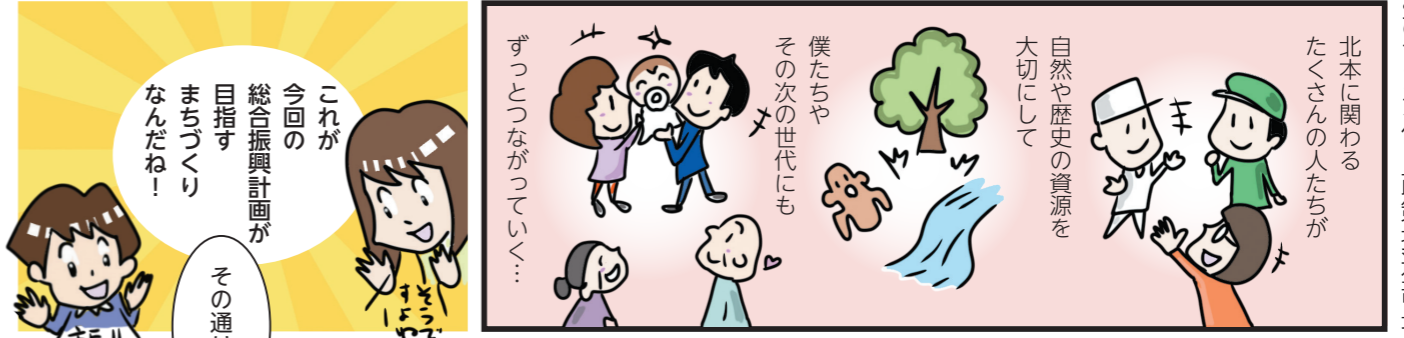
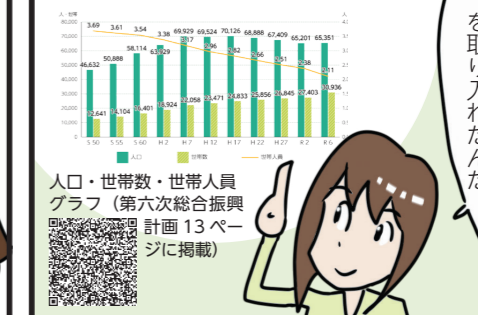
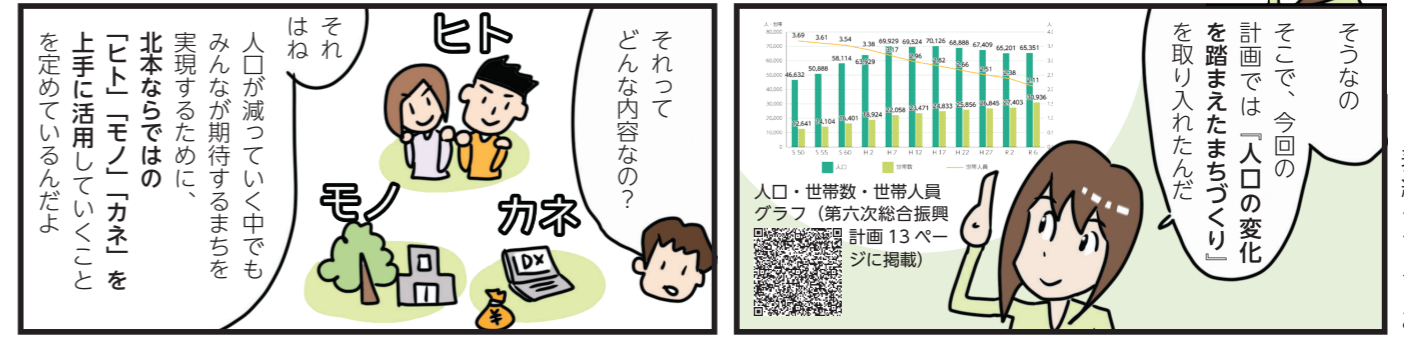
[特集]

第六次北本市総合振興計画 (前期基本計画) がスタート

令和8年度～令和17年度を計画期間とする「第六次北本市総合振興計画」が4月からスタートしました。本計画では、社会情勢の変化に対応するため、新たに「人口の変化を踏まえたまちづくり」の考え方を取り入れています。 副政策推進課政策推進担当 (☎511-7701)



- 緑が豊かなまちであってほしい
 - ▶ 「自然環境の保全・活用」を追加
- 公共交通が便利なまちになってほしい
 - ▶ 「地域公共交通計画の策定」「市内公共交通の確保」を追加
- もっと賑わってほしい
 - ▶ シティプロモーション事業を強化するため、「まちの魅力発信」「地域資源の活用」を追加



北本市長 三宮 幸雄

これから日本全体で人口が減っていく時代に入りますが、私たちの北本市も例外ではありません。だからこそ、今ある豊かな自然や歴史・文化、まちに関わる人たちという《宝物》——地域資源を、次の世代につないでいくことが大切です。

第六次総合振興計画では「人口の変化を踏まえたまちづくり」を掲げ、市民の皆さんが期待する

まちを実現しながら、「緑にかこまれた健康な文化都市」という将来の北本の姿を目指しています。

今後のまちづくりは、行政だけでなく、市民の皆さんと手を取り合い、力を合わせる「協働」が必要です。それぞれが思い描く理想のまちを実現するために、ぜひ、一緒に「きたもと」の未来をつくっていきましょう。

表紙イラストおよびマンガ作：政策推進部長